

令和9年度入学者選抜から適用する栃木県立高等学校入学者選抜の方針を次のように定める。

令和7（2025）年6月13日

栃木県教育委員会

栃木県立高等学校入学者選抜の方針

- 1 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- 2 全日制課程においては、一般選抜及び特色選抜を行うものとする。一般選抜においては、学力検査及び実技検査を実施する高等学校においては実技検査を、特色選抜においては、学力検査及び高等学校が独自に設定した方法による検査を行うものとする。
- 3 定時制課程においては、一般選抜及びフレックス特別選抜（フレックス・ハイスクールに限る）を行うものとする。一般選抜においては、学力検査及び面接を、フレックス特別選抜においては、面接及び作文を行うものとする。
- 4 通信制課程においては、面接による選抜を行うものとする。
- 5 選抜に際しては、第2項から第4項までに規定する各課程の検査の結果に加え、中学校長から送付された調査書その他必要な書類等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。
- 6 中高一貫教育に係る併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒に対する入学者の選抜は行わないものとする。
- 7 第2項及び第3項に規定する全日制課程及び定時制課程における選抜に係る検査については、本人に帰責されない合理的な事由により、本検査当日に受検できなかった者を対象とし、追検査を行うものとする。
- 8 入学志願者が募集定員に満たない場合は、再募集を行うものとする。

付 記

- 1 この選抜の方針は、令和9年度県立高等学校入学者選抜から適用する。